

議案第 1 1 6 号

八潮市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する
条例について

八潮市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

粗大ごみ等の手数料の額を改定したいため、この案を提出するものである。

八潮市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例

八潮市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成５年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項中「得た額」の次に「（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、一般廃棄物の手数料のうち粗大ごみ又は多量ごみに係る手数料は、同表に定める手数料の額とする。

別表第１粗大ごみ又は多量ごみの項手数料の欄を次のように改める。

市長の指定する場所へ搬入する場合	１０キログラムにつき ２５０円（スプリング入りマットレスが含まれている場合は、その額にスプリング入りマットレス１点につき２，０００円を加算して得た額）
市が戸別収集する場合	市長の指定する場所へ搬入する場合の手数料の額に収集運搬料８００円を加算して得た額

別表第１事業活動によって生じた一般廃棄物の項中「２１０円」を「３１５円」に改める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ 改正後の第１２条第１項及び別表第１の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。